

# 福岡県公報

令和2年8月25日  
第130号

## 目次

### 公 告

- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧  
(廃棄物対策課) …………… 1
- 競争入札参加者の資格等  
(総務事務厚生課) …………… 1
- 一般競争入札の実施  
(教育庁財務課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 7
- 大規模小売店舗の新設の届出  
(中小企業振興課) …………… 8
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条  
例に基づく災害の指定  
(防災企画課) …………… 9
- 公安委員会**
- 警備員指導教育責任者講習の実施  
(警察本部生活保安課) …………… 9
- 警備業法第23条に規定する検定の実施  
(警察本部生活保安課) …………… 11

## 公 告

### 公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和2年8月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社坂本工業  
福岡市東区二又瀬新町9番12号  
代表取締役 坂本 達也
- 2 施設の種類及び処理能力  
廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等、がれき類の破砕施設  
廃プラスチック類 一日当たり 62.4 t  
木くず 一日当たり 73.6 t  
ガラスくず等 一日当たり 62.4 t  
がれき類 一日当たり 65.6 t
- 3 設置場所  
糟屋郡新宮町大字的野字長浦737番49
- 4 指定地域  
古賀市青柳の一部  
糟屋郡新宮町大字的野及び大字立花口の各一部  
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所  
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 縦覧の期間  
令和2年8月25日から同年9月24日まで

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年8月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
  - ア 福岡県立京都高等学校外19施設電力供給
  - イ 福岡県立直方高等学校外18施設電力供給

- ウ 福岡県立香住丘高等学校外14施設電力供給
- エ 福岡県立筑紫丘高等学校外14施設電力供給
- オ 福岡県立三井高等学校外17施設電力供給
- カ 福岡県立明善高等学校外19施設電力供給
- キ 福岡県立鞍手竜徳高等学校外16施設電力供給

## 2 競争入札参加者の資格

### (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
  - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年9月18日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出したものに限り。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月25日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

ア 福岡県立京都高等学校外19施設電力供給

イ 福岡県立直方高等学校外18施設電力供給

ウ 福岡県立香住丘高等学校外14施設電力供給

エ 福岡県立筑紫丘高等学校外14施設電力供給

オ 福岡県立三井高等学校外17施設電力供給

カ 福岡県立明善高等学校外19施設電力供給

キ 福岡県立鞍手竜徳高等学校外16施設電力供給

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和3年2月1日から令和5年1月31日まで

(4) 供給場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年9月18日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(4)までの条件を満たすこと。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他（その他））で、「AA」の等級に格付けされている者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 福岡県立京都高等学校外19施設電力供給に関する事務担当

福岡県立京都高等学校

〒824-0032 行橋市南大橋四丁目5-1

電話番号 0930-23-0036

FAX番号 0930-23-9841

- (2) 福岡県立直方高等学校外18施設電力供給に関する事務担当

福岡県立直方高等学校

〒822-0002 直方市大字頓野3459-2

電話番号 0949-22-0006

FAX番号 0949-22-0156

- (3) 福岡県立香住丘高等学校外14施設電力供給に関する事務担当

福岡県立香住丘高等学校

〒813-0003 福岡市東区香住ヶ丘一丁目26-1

電話番号 092-661-2171

FAX番号 092-673-1567

- (4) 福岡県立筑紫丘高等学校外14施設電力供給に関する事務担当

福岡県立筑紫丘高等学校

〒815-0041 福岡市南区野間二丁目13-1

電話番号 092-541-4061

FAX番号 092-542-1470

- (5) 福岡県立三井高等学校外17施設電力供給に関する事務担当

福岡県立三井高等学校

〒838-0122 小郡市松崎650

電話番号 0942-72-2161

FAX番号 0942-72-9064

- (6) 福岡県立明善高等学校外19施設電力供給に関する事務担当

福岡県立明善高等学校

〒830-0022 久留米市城南町9-1

電話番号 0942-32-5241

FAX番号 0942-32-9761

- (7) 福岡県立鞍手竜徳高等学校外16施設電力供給に関する事務担当

福岡県立鞍手竜徳高等学校

〒823-0001 宮若市龍徳161

電話番号 0949-22-0466

FAX番号 0949-22-1632

#### 6 契約条項を示す場所

案件に応じ、5の(1)から(7)までに定める部局とする。

#### 7 入札説明書の交付

令和2年8月25日（火曜日）から令和2年10月13日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで、案件に応じて5の(1)から(7)までに定める部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に公開する。

#### 8 入札参加申込み

##### (1) 提出書類

入札参加申請書

##### (2) 提出場所

案件に応じ、5の(1)から(7)までに定める部局とする。

##### (3) 提出期限

令和2年9月18日（金曜日）午後5時00分

##### (4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）とする。

#### 9 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。

また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、閲覧場所での閲覧に供する。

##### (1) 受付場所

案件に応じ、5の(1)から(7)までに定める部局とする。

##### (2) 受付期間

令和2年8月26日（水曜日）から令和2年9月18日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### (3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和2年10月14日（水曜日）午後5時00分まで

#### (4) 閲覧場所

案件に応じ、5の(1)から(7)までに定める部局とする。

#### (5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和2年10月14日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

##### (1) 提出場所

案件に応じ、5の(1)から(7)までに定める部局とする。

##### (2) 提出期限

令和2年10月14日（水曜日）午後5時00分

##### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）とする。

#### 12 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

ア 福岡県立京都高等学校外19施設電力供給について  
福岡県立京都高等学校  
行橋市南大橋四丁目5-1

イ 福岡県立直方高等学校外18施設電力供給について  
福岡県立直方高等学校  
直方市大字頓野3459-2

- ウ 福岡県立香住丘高等学校外14施設電力供給について  
福岡県立香住丘高等学校  
福岡市東区香住ヶ丘一丁目26-1
- エ 福岡県立筑紫丘高等学校外14施設電力供給について  
福岡県立筑紫丘高等学校  
福岡市南区野間二丁目13-1
- オ 福岡県立三井高等学校外17施設電力供給について  
福岡県立三井高等学校  
小郡市松崎650
- カ 福岡県立明善高等学校外19施設電力供給について  
福岡県立明善高等学校  
久留米市城南町9-1
- キ 福岡県立鞍手竜徳高等学校外16施設電力供給について  
福岡県立鞍手竜徳高等学校  
宮若市龍徳161
- (2) 日時  
令和2年10月15日(木曜日)午前11時00分
- 13 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては、直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 14 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額(税込)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書原本を提出する場合
- イ 12(2)の開札の日から過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又

- は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)原本を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書原本を提出する場合
- イ 契約締結の日から過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)原本を提出する場合
- 15 入札の無効  
次の入札は無効とする。
- なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 16 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。また、落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 18 Summary

- (1) Subject matter of contract :  
Electricity to use in Fukuoka Prefectural school.
- (2) Contract term : From 1 February, 2021 through 31 January, 2023
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :  
5 : 00 PM, 18 September, 2020
- (4) Time limit for tender : 5 : 00 PM, 14 October, 2020
- (5) Contact point where Documents for tendering are available :
  - a Electricity to use in Miyako high school and 19 facilities  
Fukuoka Prefectural Miyako high school, 4 - 5 - 1, Minamiohashi,  
Yukuhashi City, Fukuoka, 824 - 0032, JAPAN.  
Tel : 0930 - 23 - 0036
  - b Electricity to use in Nogata high school and 18 facilities  
Fukuoka Prefectural Nogata high school, 3459 - 2, Oozatonno,

Nogata City, Fukuoka, 822 - 0002, JAPAN.

Tel : 0949 - 22 - 0006

#### c Electricity to use in Kasumigaoka high school and 14 facilities

Fukuoka Prefectural Kasumigaoka high school, 1 - 26 - 1, Kasumigaoka,  
Higashi-ku, Fukuoka City, Fukuoka, 813 - 0003, JAPAN.

Tel : 092 - 661 - 2171

#### d Electricity to use in Chikushigaoka high school and 14 facilities

Fukuoka Prefectural Chikushigaoka high school, 2 - 13 - 1, Noma, Minami-ku,  
Fukuoka City, Fukuoka, 815 - 0041, JAPAN.

Tel : 092 - 541 - 4061

#### e Electricity to use in Mii high school and 17 facilities

Fukuoka Prefectural Mii high school, 650, Matsuzaki, Ogori City,  
Fukuoka, 838 - 0122, JAPAN.

Tel : 0942 - 72 - 2161

#### f Electricity to use in Meizen high school and 19 facilities

Fukuoka Prefectural Meizen high school, 9 - 1, Jounan-machi, Kurume City,  
Fukuoka, 830 - 0022, JAPAN.

Tel : 0942 - 32 - 5241

#### g Electricity to use in Kurateryutoku high school and 16 facilities

Fukuoka Prefectural Kurateryutoku high school, 161, Ryutoku,  
Miyawaka City, Fukuoka, 823 - 0001, JAPAN.

Tel : 0949 - 22 - 0466

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年8月25日

福岡県知事 小川 洋

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                                   | 縦覧場所           |
|-------------------------------|--|----------------|
| 県営花宗地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 令和 2 年 8 月 25 日から<br>令和 2 年 9 月 24 日まで | 八女市役所<br>筑後市役所 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和 2 年 7 月 30 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ田主丸店
- (2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字自在丸1832番5 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称        |            | 住所              |
|---------------|------------|-----------------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 代表取締役 森 竜馬 | 朝倉市一ツ木1148番地の 1 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称        |            | 住所              |
|---------------|------------|-----------------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 代表取締役 森 竜馬 | 朝倉市一ツ木1148番地の 1 |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 3 年 3 月 31 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,435平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
|--------|---------|
| 建物北側   | 52      |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
|--------|---------|
| 建物敷地西側 | 8       |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積（平方メートル） |
|-----------|------------|
| 建物南側      | 40         |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量（立方メートル） |
|--------------|------------|
| 建物敷地南側       | 6.97       |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 位 置        | 出入口の数 |
|------------|-------|
| 建物敷地北側及び東側 | 3箇所   |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

**公告**

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和2年8月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定した災害

令和2年7月豪雨による災害（令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第1条に規定する令和二年七月豪雨による災害をいう。）

## 2 指定の有効期間

令和2年7月30日から令和4年7月29日までの間

## 3 指定した日

令和2年7月30日

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第187号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和2年8月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日                           | 講習時間   | 講習場所                            |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| 令和2年10月15日（木）から同年10月22日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

| 講習期日                           | 講習時間  | 講習場所                            |
|--------------------------------|---|---------------------------------|
| 令和2年10月20日（火）から同年10月22日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

## 3 受講定員

## (1) 新規取得講習

21名

## (2) 追加取得講習

6名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）

- ）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間
- 令和2年9月23日（水）から同年9月25日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- (2) 受付場所
- 北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
- ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
- 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
- 合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者
- 合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
- 旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
- 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
38,000円
- イ 追加取得講習  
14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日にお

いては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業務係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第188号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年8月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

| 実施日          | 実施時間                 | 実施場所                                |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 令和2年12月2日（水） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 施設警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|-----|------|------|
|-----|------|------|

|              |                              |                                     |
|--------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 令和2年12月3日（木） | 午前9時00分から<br>午後6時00分まで<br>の間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |
|--------------|------------------------------|-------------------------------------|

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 貴重品運搬警備業務1級

##### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 施設警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

令和2年10月26日（月）から同年10月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類
  - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
  - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

- ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円
- イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電

話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。